

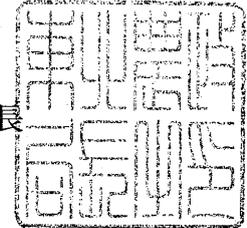
【機密性 2 情報】

【海岸事業関係者限り】

30 北振第 2551 号
平成 31 年 4 月 10 日

岩手県知事 殿

東北農政局長



農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要領の制定について（通知）

このことについて、別添写しのとおり平成31年3月29日付け30農振第3449号をもって、農林水産省農村振興局長から依命通知があったので、御了知の上、本事業の適切かつ円滑な実施に特段の御配慮をお願いします。





30農振第3449号
平成31年3月29日

東北農政局長 殿

農林水産省農村振興局長

農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要領の制定について

この度、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業について、別添のとおり農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要領(平成31年3月29日付け30農振第3449号農林水産省農村振興局長通知)が定められたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。



農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要領

平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 3449 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

農林水産省農村振興局長

第 1 趣旨

農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業の実施については、「農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 3448 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところにより、実施するものとする。

第 2 事業の実施

- 1 要綱第 4 の 1 の事業間連携計画（以下「連携計画」という。）は別記様式第 3 号、要綱第 4 の 3 の海岸保全施設整備連携事業計画（以下「事業計画」という。）は別記様式第 4 号によるものとする。
- 2 要綱第 4 の 1 の協議は、別紙様式第 1 号により連携する事業の事業主体（連携計画を作成する時点において既に事業が採択されている事業主体を除く。また、連携計画の変更の場合は、変更を生じた事業の主体）のうち合計の事業規模が最も大きな事業主体が発議して行うことを基本とする。
- 3 要綱第 4 の 5 の同意を得るに当たっては、連携計画及び事業計画（以下「事業計画等」という。）を作成の上、別記様式第 2 号により事業計画協議書（以下「協議書」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3 により提出された協議書を審査の上、事業を実施することが適当と認められるときは、事業計画等に同意するものとする。

第 3 事業計画等の変更

- 1 要綱第 4 の 6 の事業計画等の変更で同意を必要とするものは、次に掲げる場合とする。
 - (1) 要素事業及び地区海岸の追加又は廃止
 - (2) 工期又は事業費の著しい変更
 - (3) 整備内容の著しい変更
- 2 要綱第 4 の 6 の事業計画等の変更で同意を得るに当たっては、別記様式第 5 号により、事業計画変更協議書（以下「変更協議書」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。

- 3 地方農政局長等は、2により提出された変更協議書を審査の上、その変更の内容が適当と認められるときは、当該変更に同意するものとする。

第4 事業評価

事業評価については、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について」によるほか、やむを得ず事業計画等を変更する場合には、原則として「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」に基づき事業評価を実施した上で、第3の事業計画等の変更を行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

事業間連携計画 協議書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇 殿

(連携する事業主体)

〇〇県(都道府) 〇〇部〇〇課長
(事業規模が最も大きな事業主体)

〇〇海岸等において、海岸保全施設整備連携事業を実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)第4の1の規定に基づき、別紙 事業間連携計画書(別記様式第3号)について、協議します。

(別記様式第2号)

海岸保全施設整備連携事業 事業計画協議書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局經由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇印

〇〇海岸等において、海岸保全施設整備連携事業を実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)第4の5の規定に基づき、別紙 事業間連携計画書(別記様式第3号)及び海岸保全施設整備連携事業計画書(別記様式第4号)により協議します。

(別記様式第4号)

〇〇海岸 海岸保全施設整備連携事業 事業計画書

都道府県名	所管名	海岸管理者名	財源負担割合 (%)		
沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	国	都道府県	市町村
	郡	町			その他
	市	村			
海岸の概要					
被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標	海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)
					その他の成果目標
事業の概要					
農地の状況(注1)					
防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。					
実施予定期間	計画総事業費	千円			
施設名	実施内容等	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性	
合計					
費用対効果(億円)		その他参考となる事項			
B	C	B/C			

※印:海岸延長とは、当該事業により高潮対策等が実施された海岸線延長とする。

○添付資料 (1)所在地及び位置図 (2)計画平面図(標準横断面、構造図等を添付) (3)写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)

(4)海岸保全基本計画等の該当部分の写し
注1: 農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2: 1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

(別記様式第5号)

海岸保全施設整備連携事業 事業計画変更協議書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局經由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇印

〇〇海岸等において、事業間連携計画及び海岸保全施設整備連携事業計画を下記のとおり変更実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)第4の6の規定に基づき、別紙 事業間連携計画書(別記様式第3号)及び海岸保全施設整備連携事業計画書(別記様式第4号)により協議します。

記

1. 変更の理由

(注) 1 海岸の追加は、当初事業計画策定後に実施する必要が生じた理由(緊急性等)について十分に整理すること。

2. 変更の概要

3. 添付書類

(1) 事業計画

(注) 1 別記様式第3号、第4号によるものとする。

(注) 2 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。

(2) 変更の理由を補足するための写真及び資料